

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局契約規程の一部を改正する規程

京都市交通局契約規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 前項の場合においては、京都市条例の公布等に関する条例第6条本文において準用する同条例第2条第2項本文中「市役所の掲示場に掲示して」とあるのは、「市役所の掲示場に掲示し、及びインターネットを利用する方法により」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)